

# 平成21年度 事業計画書

自 平成21年7月 1日

至 平成22年6月30日

有限責任中間法人 流動化・証券化協議会

## 目 次

I. 平成21年度事業計画の基本方針	1
II. 委員会活動について	1
(1) 全般	1
(2) 法制委員会関係	2
① 法制委員会	
② 信託関連法制小委員	
③ 電子登録債権法制小委員会	
④ 金融商品取引法小委員会	
⑤ 金融関連法制ディスカッションWG	
⑥ 排出権取引WG	
⑦ 民法改正WG	
(3) 会計税務委員会関係	2
① 会計税務委員会	
② 会計小委員会	
③ 税務小委員会	
(4) 市場委員会関係	3
① 市場委員会	
② 市場慣行・インフラ小委員会	
a) 証券化商品のリスクと格付けに関するWG	
b) 証券化商品の情報開示に関するWG	
c) 信託の市場的な課題に関するWG	
d) 証券化技術を使ったバンキングWG	
e) 格付け会社規制についての検討WG	
③ フロンティア小委員会	
④ バーゼルⅡWG	
III. その他の活動について	5
(1) セミナーの開催	
(2) 委託調査研究の受託	
(3) 会員間の情報共有の円滑化	
(4) その他	

# 平成21年度事業計画

## I. 平成21年度事業計画の基本方針

当協議会は、昨年12月の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う中間法人法の廃止により名称を「一般社団法人流動化・証券化協議会」に変更することとなった。

今後、一般社団法人として、定款第3条に掲げる事業を着実に実施し、より発展させていくことが重要である。

具体的には、各委員会活動、セミナー開催等を通じて関係法律をはじめとする諸制度の理解促進及び市場関係者の相互理解の促進を図ると共に、事務局機能の強化等を図り、会員に対する情報提供の充実を図っていく。

各委員会活動で取り上げる事項や開催するセミナーの内容等については、制度改正の動向や市場環境の変化等の状況に柔軟に対応する。

一方、より多くの市場関係者に当協議会への参加を促し、より広範な意見の集約、情報発信に努め、資産の流動化及び証券化並びに金融・資本市場に関する市場の健全な発展に寄与する。

## II. 委員会活動について

### (1) 全般

- ① 法制委員会、会計税務委員会、市場委員会においては、諸制度の改正動向の把握及び意見提出、市場関係者の相互理解向上を目指す。
- ② 昨年度から継続中のテーマについては引続き同じ委員会で議論を深めることとし、新たなテーマについては、既存の委員会又は新たな委員会を設置して議論を行う。
- ③ 各委員会等のメンバー構成は、会員内から取り上げる事項に知見を有する者を選定し、委員の改選は各委員会で検討する。また、議論の内容を踏まえ、知見を有する者の会員外からの招聘を認める。
- ④ 委員会の活動は原則として協議会内において公表することとし、委員会傍聴を認めるとともに、ホームページ等を通じた情報の共有を行う。但し、議論の内容等に応じ、やむを得ない場合は各委員会の柔軟な運営を認める。
- ⑤ 委員会活動の成果（検討結果）については、各委員会の責任において取りまとめを行い、内容に応じて外部公表する。
- ⑥ テーマによっては法制、会計税務、市場の分野別ではなく横断的な検討が適切な場合、合同で委員会を開催する等、柔軟に対応する。
- ⑦ 委員会活動の成果を用いたセミナーの開催、研修、出版等を通じて会員への知見の還元に取り組む。

## (2) 法制委員会関係

### ① 法制委員会

- ・金融法制全般の動きを踏まえ、証券化・流動化の観点からどのような影響を及ぼすかについて議論を行う。また、今後、具体的検討を要する法律の改正動向等について意見交換を行う。
- ・必要に応じて、各小委員会活動への助言等を行う。

### ② 信託関連法制小委員会

- ・必要に応じ、信託法及び信託法施行に伴う関係法律整備等に関する法律等施行による実務への影響等について議論を行う。

### ③ 電子登録債権法制小委員会

- ・必要に応じ、電子記録債権法の活用、実務への影響等について検討を行う。

### ④ 金融商品取引法小委員会

- ・必要に応じ、金融商品取引法の運用、実務上の運用等について議論を行う。

### ⑤ 金融関連法制ディスカッションWG

- ・近年行われた法改正の結果を踏まえ、現在の金融関連法制に係る法的論点について、学識者、弁護士を中心に議論を行う。
- ・議論の成果がまとまった際には、報告書の作成、金融関係の雑誌への掲載、論文集の作成という形で公表する。

### ⑥ 排出権取引WG

- ・排出量取引に関する法律上の論点について議論する。

### ⑦ 民法改正WG

- ・近時検討が行われている民法（債権法）改正について、証券化・流動化に及ぼす影響等を議論し、必要に応じて、法務省との意見交換等を行う。

## (3) 会計税務委員会関係

### ① 会計税務委員会

- ・会計及び税務に関する横断的な課題について、制度の改正動向に関する情報共有及び流動化・証券化への影響の検討を行う他、既存制度における問題点の検討等を行う。
- ・必要に応じて、各小委員会活動への助言等を行う。

### ② 会計小委員会

- ・平成21年4月に企業会計基準委員会にあてに「連結財務諸表における特別目的会社の取扱等に関する論点の整理」の公表に対する意見書を提出したが、

引き続き企業会計基準委員会（ASBJ）との意見交換を行いながら、新しい会計基準が作成された場合の実務への影響等についての検討を行う。特に、7月にはIASBからの公開草案「認識の中止」へのパブコメ対応が決定。

（パブコメ募集期限、平成21年7月31日）ASBJと情報交換しながら流動化市場への影響を勘案しながら事業者と日本国内における適正な会計制度のあり方の提言を行う。

- ・信託に関する会計制度の整備、リース会計の改正等について、必要に応じて制度変更内容の検討、企業会計基準委員会（ASBJ）との意見交換を行う。

### ③ 税務小委員会

- ・流動化・証券化に関する税務について、既存の論点整理、税制改正に関する情報共有等を行う。
- ・税制改正に関しては、流動化・証券化に関する制度について検討を行い、必要に応じ関係団体との意見交換等を行うことによって税制改正要望に関与していく。

## （４）市場委員会関係

### ① 市場委員会

- ・法制度、税・会計制度以外の流動化・証券化市場における諸課題の検討を行う。
- ・論点が広範に及ぶため、個別の議論は小委員会において議論することとし、小委員会活動への助言を行うとともに、活動の報告を受ける。
- ・取り扱うべきテーマに応じて小委員会の改廃を検討するほか、横断的に議論すべきテーマ等があれば、自ら議論を行う。

### ② 市場慣行・インフラ小委員会

- ・市場的な課題を掘り下げて検討する。
- ・市場的な課題は多岐にわたり、かつ、様々な関係者の意見を踏まえる必要があることから、柔軟な体制で検討を行う。
- ・WGは流動化・証券化市場の関係者による様々な論点に関する貴重な意見交換の場を提供していることに鑑み、定期的な会合を長期間にわたって継続する。
- ・新たに取り上げるべきテーマがある場合は、既存WG活動に拘泥せず、小委員会の開催もしくは追加的なWGの設置を検討する。

#### a) 証券化商品のリスクと格付けに関するWG

- ・市場関係者の格付けに関する理解促進等を目的に、議論を行う  
自由討議の中で問題点を発見し、それらについて適宜検討していくこととする。
- ・必要に応じて他のWGと連携して検討を進める。

b) 証券化商品の情報開示に関するWG（拡大WG）

- ・平成21年1月に日本証券業協会あてに「証券化商品の販売等に関する規制」等の制定に対する意見書を提出したが、引き続きそれぞれの証券化関係者の立場から、証券化に関する情報開示のあり方について検討を行う。
- ・必要に応じて他のWGと連携して検討を進める。

c) 信託の市場的な課題に関するWG

- ・信託と流動化・証券化をめぐる課題について市場関係者を中心に議論する。
- ・具体的な論点については、参加者及び協議会会員の問題意識を踏まえて設定する。

d) 証券化技術を使ったバンキングWG（ABCP／ABL）

- ・証券化スキームを銀行業務で活用する観点からABCP（Asset Backed Commercial Paper）とABL（Asset Backed Loan）を中心に議論を行う。
- ・平成21年6月にABCP／ABLの市場把握を目的とした「ABCP／ABL統計調査」を実施、集計結果を公表し平成21年6月30日の日経新聞にも掲載された。国内初の調査であり引き続き四半期毎のデータを公開してゆく。
- ・昨年度は全銀協を招いての電子記録債権にかかる議論も行った。証券化について銀行等に影響がある分野は幅広く議論を行う。

e) 格付け会社規制についての検討WG

- ・各国の規制の動向を注視するとともに、日本における格付会社規制のあり方について議論する。また、昨年度に引き続き、WGメンバーと金融庁担当課との間で意見交換を行う。

③ フロンティア小委員会

- ・流動化・証券化市場のパイを拡大すべく、個別企業の工夫では解決困難な課題について、現状の把握、課題の洗い出し、解決策の検討を行う。
- ・検討の結果は報告書に取りまとめ、官公庁や関係団体に提示し、認識の共有を図る。

④ バーゼルⅡWG

- ・平成21年4月にバーゼル銀行監督委員会あてに、バーゼルⅡ市中協議案に対し意見書を提出したが、引き続きバーゼルⅡ（特に証券化関係）の内容について理解を深めるため議論を行う。特に9月以降は金融庁と告示、Q&Aについて議論を行い、国内における適正な自己資本比率規制、証券化の規制の適正なあり方を提言してゆく。

### Ⅲ. その他の活動について

#### (1) セミナーの開催

- ・会員に対する情報提供、会員の制度改正等に対する理解促進を図るため、積極的にセミナー開催に取り組む。具体的には月1回開催する。
- ・テーマは流動化・証券化に関する法制度、会計税制、市場における諸問題について、以下の観点から具体的なテーマを選定し、適切な講師に講演を依頼する。

○最新の制度改正などの動向を踏まえたタイムリーなテーマ。

(主に上級者向け実務セミナー)

○各委員会活動の成果(取りまとめ資料、報告書等の内容)

○流動化・証券化実務に携わる初心者の理解促進に資する基本的なテーマ。

(主に初級者向け基礎講座)

#### (2) 委託調査研究の受託

委託調査研究を受託し、その成果は会報への掲載等を通じて会員に提供する。

#### (3) 会員間の情報共有の円滑化

- ・各委員会等の活動状況や行政及び各種法制の動向等について、各委員に対するタイムリーな情報発信と情報の共有化を図る。

○ホームページの充実と活用

○会報誌及び研究誌の発行

#### (4) その他

○内外関係機関等(行政等を含む)との交流及び協力

○新規会員の開拓

○情報・文献等の収集・整備

以上